事業開始時までに整備しておくべき書類等の一例

指定申請時には提出不要ですが、今後事業を行っていく上で必要となる書類等の一例です。

書類等の名称	備考
重要事項説明書	本市ホームページ「重要事項説明書について(ページ番号:
	2511)」に掲載
契約書	
個人情報使用同意書	
各サービス計画書	
加算を算定する場合に必要な計画書	個別機能訓練計画書など
居宅サービス計画の同意書	居宅介護支援事業所の場合
サービス提供記録様式	
事故・ひやりはっと報告書	「事故報告について(ページ番号:28666)」に掲載
苦情(相談)対応記録	
請求書、領収書の様式	
研修計画・研修記録様式	身体拘束、虐待、感染症、食中毒、ハラスメント防止、業
	務継続計画(BCP)など
各種マニュアル類	緊急時等対応、衛生管理、事故発生時等対応、高齢者虐待
	防止、苦情処理など
業務継続計画(BCP)	「指定介護サービス事業者等向け情報(ページ番号:
	9346)」リンク集に厚生労働省のページのリンクを掲載
運行記録	車両を使用する場合
送迎記録	利用者ごとの乗降時間や対応者なども記録すること
従業員名簿	雇用契約書との整合
秘密保持の誓約書	従業者が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を在
	職中及び退職後において漏らさない旨を誓約させること
	(雇用契約書と一体でも可)
従業者が携行するための身分証	訪問系サービス、居宅介護支援事業所は必須
勤務予定表・勤務実績表	
出勤簿・タイムカード	職員の出勤状況について分かるようにすること
	(法人役員であっても作成すること)
従業員の健康診断	雇入時及び年1回(深夜業を含む業務従事者は年2回)の
	定期実施
運営規程、重要事項説明書の掲示	壁に貼付せず、ファイル等に綴じて利用者が見える場所に
	設置しておくことも可能
自主点検表	定期的に事業運営状況の適否を自主点検すること
	「重要事項説明書について(ページ番号:2704)」に掲載
業務管理体制整備に係る届出書の提出	「業務管理体制の整備に関する届出について(ページ番
	号:32603)」を確認すること